

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月8日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平島ショッピングタウン

所在地 岡山市東区東平島 1001 番 1 他

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋不動産株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番28号

代表者の氏名 代表取締役 宮田 敦

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 舟岡 利光

(変更後①) 代表取締役 高田 勇

(変更後②) 代表取締役 宮田 敦

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更後①) 令和5年5月29日

(変更後②) 令和5年6月26日

(5) 変更理由

代表者交代の為。

2 届出年月日

令和5年8月1日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和5年8月8日から令和5年12月8日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課